

魚津市告示第222号

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年12月1日

魚津市長 村椿 晃

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）  
支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を支給することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 前条の目的を達するために、魚津市（以下「市」という。）が支給する給付金（以下「給付金」という。）をいう。

（2） 支給対象者 次に掲げる者をいう。

ア 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者、令和3年9月30日（以下「基準日」という。）において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。）を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。

イ アの規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既にアに規定する者（以下「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 基準日後に受給者等が死亡した場合（本号の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

(3) 一般支給対象者等 中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、以前及び現在の児童手当の受給記録等を基に、市が、給付金の支給

の申込みを行う者をいう。なお、法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者（以下「公務員」という。）を含む。

(4) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、高校生及びそれに準ずる児童の主たる生計維持者をいう。

(5) 新生児 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童（令和3年9月1日以降に生まれた児童を含む。）をいう。

(6) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。

(7) 対象児童 支給対象者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において支給対象者に養育される高校生

ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生の施設入所等児童

エ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

（子育て世帯への臨時特別給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき50千円とする。

（一般支給対象者等に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者等（公務員を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者等は、前項の申込みを受けた際、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和3年12月14日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者等に対し、給付金を支給する。

（一般支給対象者等に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者等に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 令和3年9月30日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式。または、第2条第4号に規定する高校生支給対象者のうち、中学生までの対象児童がおらず、児童手当指定振込口座が把握できない者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により指定した口座に振り込む方式

（一般支給対象者等以外に係る申請受付開始日及び申請期限等）

第6条 一般支給対象者等及び高校生支給対象者のうち、市が給付金の支給の申し込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する給付金に係る市の申請受付開始日は、第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。

3 一般支給対象者等及び高校生支給対象者のうち、市が給付金の支給の申し込みを行った者以外の申請が必要となる者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）（様式第3号）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）（様式第3号）を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

4 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第7条 市は、新生児支給対象者のうち、新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）（様式第4号）により給付金の申請を行ったものについて、児童手当振込指定口座に本給付金を振り込むものとする。

2 新生児支給対象者が児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）（様式第4号）により別途本給付金について申請を行った場合には、市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）（様式第4号）に記載された振込指定口座に本給付金を振り込むこととする。

3 前2項の規定にかかわらず、以前及び現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、市長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

4 新生児支給対象者に係る申請及び支給に関しては、前条第3項及び第4項を準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により第6条第3項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第6条第3項及び第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和3年9月30日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に給付金の支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和4年2月28日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)受給拒否の届出書

市区町村  
受付印

魚津市長あて

- 1, 私は、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和3年12月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

( )

**本人確認書類添付箇所**

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)支給口座登録等の届出書

令和3年9月分の児童手当支給市区町村

魚津市長あて

市区町村  
受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所(住民票所在地)
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ( ) ※日中連絡のつく連絡先

住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

下記の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年2月28日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

**本人確認書類**

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第3号(第6条関係)

高校生等 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書(請求書)

市区町村  
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

魚津市長あて

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )
			申請・請求者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請・請求者と同じ場合は記入不要
		年 月 日	電話 ( )
			配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ の児童(高校生)に ○をつけてください	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日			
2				年 月 日			
3				年 月 日			
4				年 月 日			

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- ◆公務員: 児童手当(本則給付)受給者は受給証明関係書類(令和3年9月分の支払通知書や給与明細の写し、振込通帳等)。
- ◆令和3年1月1日現在魚津市に住民票がない人: 申請者及び配偶者の令和3年度市区町村民税課税証明書・非課税証明書。
- ◆児童と別居している場合: 児童の住民登録が魚津市外の場合は児童の住民票。

【誓約・同意事項】

- (1)申請・請求内容等に相違があった場合で支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2)子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)



様式第4号(第7条関係)

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書(請求書)

市区町村  
受付印

児童手当認定請求書又は額改定請求書を申請した住民票所在市区町村

魚津市長あて

1. 申請・請求者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請・請求者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )

申請・請求者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無

有・無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請・請求者と同じ場合は記入不要
		年 月 日	電話 ( )

配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和3年9月以降令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座となっています。)へ振込みます。

(裏面も確認してください。)

#### 【誓約・同意事項】

- (1) 申請・請求内容等に相違があった場合で支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。